

29川監公第3号

平成29年3月27日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項及び第7項の規定により監査を行いましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員 村 田 恭 輔

同 植 村 京 子

同 坂 本 茂

同 織 田 勝 久

定期（財務）監査の結果

1 監査の種別

定期（財務）監査

2 監査の対象

経済労働局、健康福祉局、教育委員会事務局

3 監査の範囲

平成27年度及び28年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理（必要に応じて他の年度も対象とした。）

4 監査の期間

平成28年12月1日から29年3月10日まで

5 監査の方法

収入、支出、契約、財産管理に関する事務等が適正かつ効率的に執行されているかについて、抽出により関係書類の審査及び現地調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

6 監査の結果

監査の結果、おおむね適正に執行されているものと認められたが、次のとおり改善措置を要する事項があった。

財務関係法令等に基づき手続を適正に行われたい。

（1）徴収すべき金額に係る意思決定を適切に行うべきもの

経済労働局国際経済推進室では、夏休みに小学生の親子が参加できる環境学習のイベントを開催し、参加料を徴収している。

参加料の徴収事務についてみたところ、市の歳入として計上されていたものの、金額を定めた要綱等はなく、また、徴収すべき金額に係る決裁もなされていなかった。

徴収すべき金額に係る意思決定を適切に行われたい。

(経済労働局国際経済推進室)

(2) 債権管理を適正に行うべきもの

川崎市金銭会計規則(昭和39年規則第31号)第56条第1項によると、納期限内に納入すべき金額を完納しない者があるときは、滞納整理簿に必要な事項を記録しなければならないとされており、川崎市債権管理条例(平成25年条例第42号)第5条によると、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、督促状により期限を指定して督促しなければならないとされている。

しかしながら、債権管理についてみたところ、次の事例があったので、債権の管理を適正に行われたい。

ア 生活資金貸付金返還金の未納分について、年度別の総額は把握していたものの、個別の債務者の未納額、督促状の送付状況等を把握していなかった事例

(健康福祉局生活保護・自立支援室)

イ 督促状の送付状況、折衝経過等を記録していなかったことにより、債権の状況を把握していなかった事例

(ア) 高齢者世帯住替え家賃助成費返還金、排水管工事負担金

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

(イ) 使用料自己負担分(しいのき学園、南部地域療育センター、中部地域療育センター、北部地域療育センター)、保護者給食費自己負担金(南部地域療育センター、中部地域療育センター、北部地域療育センター)

(健康福祉局障害保健福祉部障害計画課)

ウ 督促状を発していなかった事例

(ア) 市民農園利用料、地域交流農園貸付料

(経済労働局都市農業振興センター農業振興課)

(イ) 売店使用料、電気・水道料金収入

(経済労働局公営事業部総務課)

(ウ) シルバーハウジング事業収入

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

(エ) 職員健康保険料納付金、職員介護保険料納付金、職員厚生年金保険料納付金

(健康福祉局長寿社会部介護保険課)

(オ) 使用料自己負担分(めいぼう)、障害者自立支援給付費等返還金

(健康福祉局障害保健福祉部障害計画課)

(カ) 授産事業収入

(健康福祉局障害保健福祉部障害者雇用・就労推進課)

(キ) 平成27年度地域の寺子屋事業保険料収入

(教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課)

(3) 不納欠損処分を適正に行うべきもの

川崎市金銭会計規則第58条第1項によると、債権が消滅したとき、又は債権を放棄したときは、歳入徴収者は欠損処分をしなければならないとされている。

しかしながら、次の事例があったので、必要な不納欠損処分を適正に行われたい。

ア 折衝経過を記録していなかったために、時効中断の有無が不明であり、

不納欠損処分を行わなければならなくなった事例

(ア) 高齢者世帯住替え家賃助成費返還金、高齢者福祉手当返還金

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

(イ) 保護者給食費自己負担金(南部地域療育センター、中部地域療育セ

ンター、北部地域療育センター)

(健康福祉局障害保健福祉部障害計画課)

(ウ) 進行性筋萎縮症者療養等給付事業負担金、ホームヘルパー利用者負担金、ガイドヘルパー利用者負担金

(健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課)

(エ) 難病患者等居宅生活支援事業、特定疾患療養費返還金、難病患者等ホームヘルプサービス自己負担分

(健康福祉局保健所健康増進課)

(オ) 職員健康保険料納付金、通勤手当戻入、過年度報酬戻入

(教育委員会事務局職員部勤労課)

イ 不納欠損処分の手続を行っていなかった事例

(ア) 売場使用料、倉庫使用料、行政財産使用料、延滞金、電気料納付金

(経済労働局中央卸売市場北部市場管理課)

(イ) シルバーハウジング事業収入

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

(ウ) 居宅生活支援費返還金

(健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課)

(エ) 授産事業収入

(健康福祉局障害保健福祉部障害者雇用・就労推進課)

(4) 予算執行伺、契約等の手続を適正に行うべきもの

川崎市予算及び決算規則(平成7年規則第10号)第23条第1項によると、歳出予算を執行するときは、あらかじめ予算執行伺を作成し、決裁を受けなければならないとされている。また、同規則第25条によると支出負担行為として整理する時期が定められている。しかしながら、予算執行伺、契約等の手続を行わないまま物品の納入や委託業務等を履行させ、

後日、日付を遡って処理していた事例があった。

予算執行伺、契約等の手続を適正に行われたい。

(経済労働局産業政策部消費者行政センター、国際経済推進室、産業振興部工業振興課、同観光プロモーション推進課、都市農業振興センター農業振興課、同農地課、次世代産業推進室、公営事業部総務課、同業務課、中央卸売市場北部市場管理課、健康福祉局総務部庶務課、同企画課、地域福祉部地域福祉課、同長寿医療課、同収納管理課、生活保護・自立支援室、長寿社会部介護保険課、障害保健福祉部精神保健課、同井田障害者センター、保健所健康増進課、同環境保健課、同生活衛生課、同食品安全課、同動物愛護センター、健康安全研究所、看護短期大学事務局総務学生課、教育委員会事務局総務部庶務課、学校教育部指導課、生涯学習部生涯学習推進課、同文化財課、同川崎図書館、同麻生図書館、小田小学校、浅田小学校、新町小学校、東小倉小学校、日吉小学校、南加瀬小学校、玉川小学校、梶ヶ谷小学校、鷺沼小学校、東菅小学校、富士見中学校、御幸中学校、金程中学校、橘高等学校、高津高等学校)

また、相当長期間(6か月以上)にわたり予算執行伺を作成していなかった事例については、特に適正な事務手続を行うよう徹底されたい。

(経済労働局産業振興部商業振興課、労働雇用部、健康福祉局総務部施設課、地域包括ケア推進室、長寿社会部高齢者事業推進課、同高齢者在宅サービス課、障害保健福祉部障害計画課、同障害福祉課、同障害者雇用・就労推進課、同精神保健福祉センター、保健医療政策室、保健所医事・薬事課、同感染症対策課、教育委員会事務局総務部人権・共生教育担当、教育環境整備推進室、学校教育部健康教育課、新作小学校、豊学校)

(5) 軽易工事及び物品購入の契約手続を適正に行うべきもの

川崎市事務分掌規則(昭和47年規則第19号)第3条及び川崎市事務

決裁規程（昭和41年訓令第8号）第5条第1項によると、建物等の小破修繕（以下「軽易工事」という。）や物品の調達で定められた金額を超える契約については、原則として財政局資産管理部契約課へ契約手続を依頼しなければならないとされている。また、学校における物品の調達で定められた金額を超える契約については財政局資産管理部契約課又は教育委員会事務局総務部学事課へ契約手続を依頼しなければならないとされている。

軽易工事及び物品購入に関する契約事務についてみたところ、次のような事例があった。

契約手続を適正に行われたい。

ア 軽易工事の契約を適正に行うべきもの

一括して発注すべき工事について分割して起案し、軽易工事として所管する部署で契約していた事例

（教育委員会事務局教育環境整備推進室）

イ 物品購入の契約を適正に行うべきもの

一括して発注すべき物品購入について分割して起案し、所管する部署で契約していた事例

（経済労働局産業政策部消費者行政センター、公営事業部総務課、中央卸売市場北部市場管理課、健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課、障害保健福祉部障害計画課、同百合丘障害者センター、保健所環境保健課、同医事・薬事課、教育委員会事務局職員部教職員課、同勤労課、総合教育センター総務室、川崎小学校、東生田小学校、金程小学校、玉川中学校、今井中学校、稲田中学校）

（6）所得税の源泉徴収事務を適正に行うべきもの

所得税法（昭和40年法律第33号）第204条第1項によると、同項各号に掲げる報酬等の支払をする者は、その支払の際、所得税を徴収し、

その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならないとされている。

しかしながら、次の事業に係る支出についてみたところ、所得税法に基づいた源泉徴収を行っていない事例があったので、源泉徴収事務を適正に行われたい。

ア 個人事業主である弁護士に対する委託料の支払に際し、所得税法第

204条第1項による源泉徴収を行っていなかった事例

(経済労働局産業振興部工業振興課)

イ 麻生区地域自立支援協議会ネットワーク連携委員会「地域福祉交流講

座」講師謝礼について所得税法第204条第1項第1号に規定する講演

料を、交通費実費相当分であるとして源泉徴収を行っていなかった事例

(健康福祉局地域包括ケア推進室)

(7) 補助金の交付手続を適正に行うべきもの

川崎市補助金等の交付に関する規則(平成13年規則第7号)第6条によると、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、補助金等の交付の申請をした者に通知するものとされている。

川崎市施設外就労促進事業運営費補助金についてみたところ、補助金交付申請者へ決定内容等が通知されていなかった。

補助金の交付手続を適正に行われたい。

(健康福祉局障害保健福祉部障害者雇用・就労推進課)

(8) 前渡金管理を適正に行うべきもの

川崎市金銭会計規則第94条第1項によると、資金の前渡を受ける者は、その取扱いに係る現金を直ちに支払を要する場合を除き、金融機関に預金する等確実に保管しなければならないとされている。

教育委員会事務局学校教育部指導課の報償費として支出した前渡金の一部が振込不能となったにもかかわらず、その後の対応を怠ったため、およそ3か月間にわたり金融機関に滞留したままとなっており、その事実を把握していなかった。

前渡金管理を適正に行われたい。

(教育委員会事務局学校教育部指導課)

(9) 前渡金の事務処理を適正に行うべきもの

地方自治法第232条の5第2項によると、支出の特例として資金前渡等の方法が認められているが、職員等が資金を立て替えて支払う立替払は認められていない。

しかしながら、教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課における保険料について、また、麻生図書館における臨時的任用職員の賃金について、相当期間にわたり職員による立替が行われていた事例があった。

前渡金の事務処理を適正に行われたい。

(教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課、同麻生図書館)

(10) 協定書の管理を適切に行うべきもの

地方自治法第234条の2第1項によると、普通地方公共団体が契約を締結した場合には、契約の適正な履行を確保するため必要な検査をしなければならないとされている。また地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の15第2項によると、当該検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行わなければならないとされている。

社会福祉施設整備資金貸付原資融資に係る損失補償について、市が融資元金融機関との間に締結した基本協定書のうち市が保管すべきものが所在不明になっており、損失が発生し補償を要する場合に協定の適正な履行を

確保するための検査が不可能な状態になっていた。

協定書の管理を適切に行われたい。

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課、障害保健福祉部障害計画課)

(11) 金券等の管理を適正に行うべきもの

川崎市物品会計規則（昭和39年規則第32号）第54条及び川崎市物品会計規則施行細則によると、受入後直ちに消費するものであっても、印紙、切手、プリペイドカード等（以下「金券等」という。）については、出納手続及び帳簿の登載を省略できないとされている。

金券等の管理状況をみたところ、平成27年度に購入したプリペイドカードについて、納品後直ちに使用することを理由として出納手続及び帳簿の登載を行っていなかった。

平成26年度の定期監査においても金券等の管理について指摘しており、特に適正に行われたい。

(健康福祉局地域福祉部収納管理課)

(12) 財産管理事務を適切に行うべきもの

地方財政法（昭和23年法律第109号）第8条によると、地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならないとされており、川崎市財産規則（昭和39年規則第33号）第18条によると、部局長は、その所管に属する公有財産の管理に当たっては、適宜現況調査を行うとともに、公有財産の使用目的及び使用状況の適否など管理上必要な事項に留意しなければならないとされている。

公有財産の管理についてみたところ、生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する救護施設を建設するための土地として無償で普通財産を貸与している事例について、市が保管すべき使用貸借契約に係る書類

が所在不明となっていた。当該書類は、当該土地の権利義務関係を証する重要な書類である。

契約書の適切な管理を含め、財産管理事務を適切に行われたい。

(健康福祉局生活保護・自立支援室)

(13) 組織間で連携して備品管理を適正に行うべきもの

川崎市物品会計規則第59条によると、物品管理者は、備品整理簿を備えて整理しなければならないとされている。

しかしながら、次の事例があったので、今後の出納手続漏れを防ぐ対策をとるとともに、組織間で連携して備品整理簿と現物の不一致を是正し、適正な備品管理を行われたい。

ア 指定管理者制度導入施設の増加等の組織改正に係る備品整理が不十分であったことなどから、備品の所管、所在等の現況が備品整理簿に反映されていなかった事例

(健康福祉局障害保健福祉部障害計画課、同障害者雇用・就労推進課)

イ 校舎の増改築、再整備等に伴い備品が必要となる場合に、一括して備品を購入している教育委員会事務局教育環境整備推進室において、各学校への保管換えの手続が漏れたものについて、現物を配置した学校を把握しておらず、所在が確認できなかった事例

(教育委員会事務局教育環境整備推進室)

(14) その他改善を要するもの

改善措置を要するもののうち軽易な事項であるが、次のとおり所属を問わず発生している事例、反復して発生している事例等があった。

財務関係法令等に基づき適正な事務手続を行うとともに、再発防止に努められたい。

ア 収納金の払込方法を検討すべきもの

複写機の利用に係る収納金の払込方法について、川崎市金銭会計規則
施行細則と川崎市立図書館利用者複写サービス取扱要綱で取扱に不整合
のあった事例

(教育委員会事務局生涯学習部川崎図書館、同幸図書館、同中原図書館、
同高津図書館、同宮前図書館、同多摩図書館、同麻生図書館)

イ 契約書に特約条項を記載すべきもの

長期継続契約書に、翌年度以降における予算の減額等に関する特約条
項が記載されていなかった事例

(経済労働局都市農業振興センター農業技術支援センター、公営事業部
総務課、健康福祉局地域福祉部地域福祉課、地域包括ケア推進室)

ウ 契約において消費税額を明確にすべきもの

非課税取引には該当しないものについて、契約において消費税額を明
確にしていなかった事例

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課、教育委員会事務局生涯
学習部生涯学習推進課)

エ 備品管理を適正に行うべきもの

(ア) 重要物品の廃棄について会計管理者に報告していなかった事例

(経済労働局公営事業部総務課)

(イ) 物品不用処分の手続を行っていなかった事例

(経済労働局産業政策部消費者行政センター、産業振興部工業振興課、
同商業振興課、労働雇用部、公営事業部総務課、同業務課、中央卸売
市場北部市場管理課、健康福祉局総務部庶務課、地域福祉部地域福祉
課、同長寿医療課、地域包括ケア推進室、長寿社会部高齢者在宅サー
ビス課、同介護保険課、保健所感染症対策課、健康安全研究所、看護
短期大学事務局総務学生課、教育委員会事務局学校教育部指導課、川

崎高等学校)

(ウ) 所在が不明となっていた事例

(経済労働局中央卸売市場北部市場管理課、健康福祉局総務部庶務課、長寿社会部高齢者在宅サービス課、障害保健福祉部障害福祉課、同百合丘障害者センター、保健所環境保健課、同生活衛生課)

(エ) 保管換えの手続を行っていなかった事例

(経済労働局産業振興部工業振興課、健康福祉局総務部庶務課、同施設課、教育委員会事務局学校教育部健康教育課、同指導課、生涯学習部生涯学習推進課)

(オ) 使用者及び使用区分の決定の手続を行っていなかった事例

(経済労働局産業政策部企画課、同消費者行政センター、産業振興部工業振興課、同商業振興課、同観光プロモーション推進課、都市農業振興センター農業振興課、次世代産業推進室、労働雇用部、中央卸売市場北部市場管理課、健康福祉局総務部庶務課、同企画課、同施設課、同臨時福祉給付金担当、地域福祉部長寿医療課、同収納管理課、生活保護・自立支援室、地域包括ケア推進室、長寿社会部高齢者事業推進課、同高齢者在宅サービス課、保健医療政策室、保健所健康増進課、同感染症対策課、教育委員会事務局総務部庶務課、職員部教職員課、同勤労課、学校教育部指導課)

(カ) 使用者変更の手続を行っていなかった事例

(健康福祉局総務部庶務課、同企画課、生活保護・自立支援室、地域包括ケア推進室、長寿社会部高齢者事業推進課、同高齢者在宅サービス課、保健所感染症対策課、教育委員会事務局職員部教職員課、同勤労課、学校教育部指導課、同麻生区・教育担当、生涯学習部中原図書館、同多摩図書館)

(キ) 備品使用票を貼付していなかった事例

(教育委員会事務局学校教育部指導課)

オ 消耗品の管理を適正に行うべきもの

印紙、切手又はその他消耗品について、物品交付請求手続を行って
いなかったことなどにより、出納簿における残数と現存数が一致しなかつ
た事例

(経済労働局産業振興部工業振興課、同観光プロモーション推進課、健
康福祉局総務部庶務課、生活保護・自立支援室、地域包括ケア推進室、
長寿社会部高齢者事業推進課、同介護保険課、障害保健福祉部障害計画
課、同障害福祉課、同精神保健福祉センター、同井田障害者センター、
同百合丘障害者センター、保健所健康増進課、同環境保健課、同医事・
薬事課、同感染症対策課、看護短期大学事務局総務学生課、教育委員会
事務局総務部庶務課、職員部勤労課、学校教育部健康教育課、川崎高等
学校)

カ 所在が不明となった本の除籍処理を適切に行うべきもの

所在が不明となった本について、作業誤り等により適切に除籍処理が
行われていなかった事例

(教育委員会事務局生涯学習部高津図書館、同宮前図書館、同多摩図書
館、同麻生図書館)

キ 会計職員について任命又は解任の手続を適正に行うべきもの

(ア) 金銭出納員を任命していなかった事例

(経済労働局産業政策部企画課、国際経済推進室、産業振興部工業振
興課、同観光プロモーション推進課、次世代産業推進室、健康福祉局
地域福祉部地域福祉課、生活保護・自立支援室、長寿社会部高齢者在
宅サービス課、教育委員会事務局総務部庶務課、教育環境整備推進室、

生涯学習部川崎図書館、同多摩図書館、総合教育センター総務室)

(イ) 金銭出納員を置くこととされていない部署で金銭出納員を任命していた事例

(健康福祉局地域福祉部長寿医療課)

(ウ) 任命すべき職員以外の者を物品出納員に任命していた事例

(健康福祉局地域福祉部地域福祉課、同長寿医療課、長寿社会部高齢者在宅サービス課、保健所医事・薬事課、教育委員会事務局学校教育部健康教育課、中学校給食推進室、生涯学習部麻生図書館)

(エ) 金銭出納員、金銭取扱員、物品出納員、物品取扱員又は物品受入検査員について任命又は解任の手続が完了していなかった事例

(経済労働局産業政策部消費者行政センター、産業振興部工業振興課、同商業振興課、都市農業振興センター農業振興課、同農地課、同農業技術支援センター、労働雇用部、公営事業部総務課、同業務課、中央卸売市場北部市場業務課、健康福祉局総務部臨時福祉給付金担当、生活保護・自立支援室、地域包括ケア推進室、長寿社会部高齢者事業推進課、同介護保険課、教育委員会事務局総務部人権・共生教育担当、職員部教職員課、学校教育部指導課、同幸区・教育担当、同多摩区・教育担当、生涯学習部麻生図書館、総合教育センター情報・視聴覚センター、川崎高等学校、総合科学高等学校、橘高等学校、高津高等学校)